

指 示

平成23年3月21日

福島県知事 殿
茨城県知事 殿
栃木県知事 殿
群馬県知事 殿

原子力災害対策本部長

東京電力(株)福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、下記のとおり指示する。

記

各県におかれては、それぞれ次に掲げる品目について、当分の間、出荷を控えるよう、関係事業者等に要請すること。

- ① 福島県、茨城県、栃木県及び群馬県において産出されたホウレンソウ及びカキナ
- ② 福島県において産出された原乳